

みきやま斎場の使用料を改定

供用開始から 10 年が経過したことに伴い、施設の持続的な管理・運営と受益者負担の適正化を図るため、みきやま斎場の使用料を改定します。

1 改定内容

火葬場使用料を下記のとおり改定します

(単位：円)

種 別	単 位	現 行		改 正 後	
		市 民	市 民 以 外	市 民	市 民 以 外
大 人	1 体	8,000	24,000	12,000	36,000
小 人	1 体	5,000	15,000	7,500	22,500
乳 児	1 体	3,000	9,000	4,500	13,500
死産児	1 体	2,400	7,200	3,600	10,800
医療汚物（胞衣、産汚物）	1 個	2,000	6,000	3,000	9,000
医療汚物（人体の一部）	1 個	1,000	3,000	1,500	4,500
動物（集合火葬）	1 体	2,100	—	3,150	—
動物（個別火葬）	1 体	5,000	—	7,500	—

2 改定日 令和元年 10 月 1 日

問い合わせ先 三木市市民生活部市民課戸籍係
電話 0794-82-2000（内線 2377）